

議案第56号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月7日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

日野町校区審議会委員の職を追加する。

2 改正内容

日野町校区審議会を設置することに伴い、委員報酬を定める。
報酬については、町各種委員会委員報酬額に準ずる。

3 附則

公布の日から施行

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）報酬			別表（第2条関係）報酬		
職名		報酬額	職名		報酬額
日野町いじめ問題検証委員	委員（弁護士等である委員を除く。）	日額 3,000 円	日野町いじめ問題検証委員	委員（弁護士等である委員を除く。）	日額 3,000 円
日野町校区審議会委員	大学教授等（大学教授若しくはこれに準ずる資格を有する者をいう。以下同じ。）である委員	〃 12,600 円	その他の特別職		月額 180,000 円以内
	委員（大学教授等である委員を除く。）	〃 3,000 円			
その他の特別職		月額 180,000 円以内			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。